

改正国家戦略特区法における対面服薬指導の特例に係る上な省令事項（未定稿）

法律事項	省令事項（案）
テレビ電話装置等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等を適切に行うことが可能な画面の大きさを有するとともに、鮮明な映像及び明瞭な音声及び画像を送受信する性能を有していること。 ○ テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等の間に送受信された映像及び音声を記録する機能を有していること。 ○ テレビ電話装置等が、患者の居宅に設置されているものであること。 ○ テレビ電話装置等の間での映像及び音声の転送速度が、薬剤遠隔指導等を適切に行うために可能な限り高速であること。 ○ テレビ電話装置等、映像及び音声の送受信その他の薬剤遠隔指導等の実施環境に不具合が生じる場合に備え、予備のテレビ電話装置等の設置、電気通信サービスの品質保証を受けることその他必要な措置を講じること。
特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれにも該当する場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局と特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者（利用者）の居住場所との間の距離が相当程度長い場合 ・ 通常の公共交通機関の利用が困難な場合 ・ その地域において薬剤師数及び薬局数が不足している場合
特定区域において、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして地方公共団体の長が講じる措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる情報の収集並びに薬局及び関係医療機関等に対する当該情報の適切な提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が受けている薬剤遠隔指導等に関する事項 ・ 薬局及び関係医療機関等の緊急時の電話番号その他の連絡先に関する情報等 ○ 薬剤遠隔指導等に係る利用者からの相談に応じるための窓口の設置等 ○ 薬剤遠隔指導等の従事者がテレビ電話装置等の操作等に必要な技能の修得支援及びその確認 ○ 特区事業の実施に伴う保健衛生上の影響に関する分析及び評価、並びに当該分析及び評価結果についての薬局及び関係医療機関等への提供 ○ その他、薬局と関係医療機関との連携体制及び薬剤遠隔指導等を確実に実施するために必要な体制が整備されることを確保するために必要な措置 ○ 措置の実施区域は、離島、へき地その他の対面による服薬指導が困難な地域から定めるものとする。 ○ 具体的な措置に関する事項は、利用者の居住する地域における医師、薬剤師その他の医療従事者の団体等の代表者により構成された協議会における協議を経て決定されるとともに、区域計画に盛り込まなければならない。